

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート（PET）
に係る不当廉売関税の課税に関する調査の結果について

平成29年12月15日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

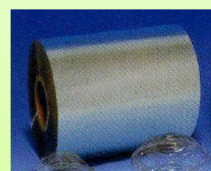
経 済 産 業 省

調査の概要

- 政府において、関税定率法に基づき、中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産の高重合度ポリエチレンテレフタレート(PET)に関し、次の期間につき、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

【調査対象貨物】

- ・ 高重合度ポリエチレンテレフタレート(PET)
- ・ 結晶性の熱可塑性プラスチックであり、白色ペレット状で販売
- ・ ペットボトルやシート等に加工
- ・ HS第3907.61号に分類
(固有粘度数が1グラムにつき0.7デシリットル以上のポリエチレンテレフタレートに相当)



[写真提供: 三井化学株式会社・三菱ケミカル株式会社]

【調査対象期間】

- ・ 不当廉売された貨物の輸入の事実
平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ・ 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
平成25年4月1日～平成28年3月31日

不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- 本邦の産業を保護する必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第1項

(参考)これまでの経緯

平成28年	9月	6日	三井化学、三菱化学等4社が不当廉売関税の課税申請
	9月	30日	調査開始、利害関係者等への質問状の送付
平成29年	1月	30日	証拠の提出及び証言の期限
	3月	30日	意見の表明の期限
	3月	～ 4月	現地調査の実施
	8月	4日	仮の決定(中間報告書) 8月18日: 仮の決定に対する反論期限、8月28日: 左記反論に対する再反論期限
	9月	1日	暫定的な不当廉売関税の発動政令の公布
	9月	2日	暫定的な不当廉売関税の課税(4か月間)(政令施行)
	9月	27日	調査期間の延長(12月29日まで)
	9月	29日	最終決定の基礎となる重要事実の開示 10月13日: 重要事実に対する反論期限、10月23日: 左記反論に対する再反論期限
	10月	10日	供給者(輸出者)からの約束の申出期限 10月19日: 約束の申出に対する申請者の意見表明期限

利害関係者からの意見等①

仮の決定に対する意見(反論)

- 供給者2者、輸入者4者、中国政府及び申請者から仮の決定(中間報告書)に対する意見(反論)の提出。

⇒ 事実認定を変更する必要なし。

【表1】 利害関係者からの意見等

提出者	意見(反論)
供給者 (2者)	・ 市場経済条件の浸透 ・ 代替国正常価格の算出方法 ・ 輸出価格の算定方法 ・ 中国産高重合度PETと本邦産高重合度PETの同種性 ・ 本邦産業の損害 ・ 因果関係 についての反論
輸入者 (4者)	・ 代替国の選定 ・ 代替国正常価格の算出方法 ・ 中国産高重合度PETと本邦産高重合度PETの同種性 についての反論
中国政府	・ 代替国正常価格の使用についての意見
申請者	・ 中間報告書の内容を支持する意見

利害関係者からの意見等②

重要事実に対する意見(反論)の提出

- 供給者1者から反論(不当廉売差額率の算定について)の提出。
 - 申請者から意見(重要事実の内容を支持する意見)の提出。
- ⇒ 事実認定を変更する必要なし。

価格約束

- 供給者(輸出者)5者から価格約束の申出(関税定率法第8条第7項)。
 - 申請者から当該約束の申出を受諾すべきではないとの意見の提出。
- ⇒ 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン14.(1)に規定する受諾要件を満たしていないため、当該約束の申出を受諾しないこととした。

不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率(\%)} = ((\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格}) \times 100$$

- 正常価格：市場経済の条件が浸透している事実が確認できなかったことから、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出。
- 輸出価格：サンプリングした4者の本邦向け輸出取引のうち、調査当局が検証できたもの及び知ることができた事実に基づき算出。

結 果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は40.41%から53.85%。

【表2】 不当廉売差額率（仮の決定時と同率）

供給者名	不当廉売差額率
広東泰宝聚合物 江蘇工業プラスチック 江陰興泰新材料 江陰興宇新材料 騰龍特殊樹脂（厦門）	40.41%
浙江万凱新材料	51.85%
華潤包装材料	52.26%
その他の供給者	53.85%

実質的な損害等の事実

検 討

- 不当廉売された貨物の輸入の増加
⇒ 国内需要が微増の中、中国産の貨物の輸入量は4割超増加。
- 国産品に与える影響
⇒ 国産品の販売量、価格ともに低下。このため売上高も減少し、営業利益も出なかった。
- 本邦産業への影響
⇒ 中国以外の国からの輸入増加、産業界の消費態様の変化などは特に認められず、中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表3】 本邦の産業の状況

指数 (平成25年度=100)	25年度	26年度	27年度	(参考) 25年度から27年度 における変化率
国内需要量	100	102	105	+5%
中国からの輸入量	100	118	143	+43%
国産品の販売量	100	84	78	▲22%
国産品の価格	100	97	90	▲10%
中国産品の価格	100	94	84	▲16%
(価格比(%))	70~85	70~85	65~80	
売上高(本邦の産業)	100	87	74	▲26%
国産品の製造原価	100	95	85	▲15%
国内産業の営業利益	マイナス	マイナス	マイナス	

$$\text{価格比(\%)} = (\text{中国産品の価格} / \text{国産品の価格}) \times 100$$

結 果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 仮の決定(本年8月4日)で示した事実に変更がなく、本邦産業の保護の必要がある。

不当廉売関税の課税

- 関税定率法第8条第1項に規定する不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、不当廉売関税を課することが適当。(税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間)。

【表4】不当廉売関税率(暫定措置と同率)

供給者名	不当廉売関税率
広東泰宝聚合物 江蘇工業プラスチック 江陰興泰新材料 江陰興宇新材料 騰龍特殊樹脂(厦門)	39.8%
浙江万凱新材料	51.0%
華潤包装材料	51.4%
その他の供給者	53.0%

(参考) 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

